

重要事項説明書

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 松波福社会
事業者の所在地	新潟県上越市柿崎区柿崎6414番地の1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 新 部 直 彦
電話番号	025-536-4400

2. ご利用の事業所

事業所の名称	よねやまの里指定居宅介護支援サービスセンター
事業所の所在地	新潟県上越市柿崎区柿崎6414番地の1
管理者	竹 田 陽 子
電話番号	025-536-6672
ファクシミリ番号	025-536-4405
介護保険事業者番号	新潟県 1570301117

3. ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類		介護保険事業所番号	利用定数
施設	特別養護老人ホーム	1570301463	100人
	(介護予防)短期入所生活介護	1570301208	20人
在宅	指定通所介護(第1 デイサービスセンター)	1570304103	25人
	指定訪問介護サービス	1570301430	

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	1. 事業者は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。 2. 事業者は、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行います。 3. 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される指定居宅介護サービス等が特定の

	<p>種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公平中立に行います。</p> <p>4. 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めて行います。</p> <p>5. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。</p> <p>6. 事業者は、市町村から介護認定に係る調査の委託を受けた場合は公平中立、さらに利用者に対して正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽を行います。</p>
--	---

5. 事業所の職員体制

事業所の従事者の職種	従業員数	勤務の体制
管理者兼主任介護支援専門員	1名	常勤専従 午前 8時30分 ~ 午後 5時30分
主任介護支援専門員	2名	常勤専従 午前 8時30分 ~ 午後 5時30分
介護支援専門員	3名以上	常勤専従 午前 8時30分 ~ 午後 5時30分

6. 営業日

営業日	一年をとおり営業日とする。ただし、従業者は当法人の職務規定により、休日をとります。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。また、ターミナルケアマネジメント可算の算定においては、必要に応じて居宅介護支援を提供いたします。

7. サービスの内容

種類	内容
居宅介護支援事業	<p>居宅介護サービス計画作成の援助、及び居宅介護サービス計画作成後の援助をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画の作成にあたり、利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供します。 ・ 指定居宅介護支援の提供開始に際し、予め複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること、居宅サービス計画原案に位置付けた、指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることを説明し、対応します。 ・ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。 <p>※別紙1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招

	<p>集ややむを得ない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あなたの居宅サービス計画に基づくサービス提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画を把握します。 ・必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。 ・1月に1回、自宅への訪問、及びサービス内容の評価をします。
--	--

8. 他機関との各種会議等

サービス担当者会議は、通常、利用者の居宅にて開催します。但し、以下の方法で実施する場合もあります。

- ・利用者が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、オンラインツール等を活用して実施。
- ・利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、オンラインツール等を活用して実施。

9. 利用者負担金

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額であり、別紙2「利用料金表」に示すとおりですが、「利用者負担額」はありません。

10. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は柿崎区とする。

12. 苦情等申し立て先

苦情相談窓口を次の通り設置する。

- ① 窓口設置場所 新潟県上越市柿崎区柿崎6414番地の1
「特別養護老人ホームよねやまの里」1階事務所
電話 025-536-6672
- ② 窓口開設時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- ③ 担当者 主任介護支援専門員 伊藤利恵
- ④ その他 午後5時30分以降についても連絡体制マニュアル（携帯電話等）により対応する。

その他の苦情相談窓口

- 柿崎区総合事務所 福祉グループ 電話 025-536-6704
新潟県上越市柿崎区柿崎6405
- 上越市役所 高齢者支援課 電話 025-526-5111
新潟県上越市木田1丁目1番3号
- 新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室 電話 025-285-3022
新潟県新潟市新光町7番地1 新潟県自治会館内

※当事業所は、苦情を適切に解決するため、苦情解決第三者委員を設置しています。社会福祉法人松波福祉会（特養 よねやまの里）（電話 025-536-4400）までご連絡ください。あなたを担当する第三者委員をご紹介します。

1.3. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.4. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(オンラインツール等を活用してできるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ・介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

1.5. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の各事項に掲げる措置を講じるように努めます。

- ・事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(オンラインツール等を活用してできるものとする)を定期的に行うとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ・事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ・介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に行います。
- ・虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。 <担当者> 管理者:竹田陽子

16. 身体拘束等の適正化

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束を行う場合には、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17. 職場におけるハラスメント対策

適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

18. 第三者による評価の実施状況等

第三者による 評価の実施 状況	1. あり	実施日	令和 年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	1. あり 2. なし
	2. なし		

19. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- ① 病院又は診療所に入院する必要がある場合には、病院又は診療所に担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えてください。
- ② 介護支援専門員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- ③ 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- ④ 介護支援専門員は、各種支払や年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱いはできませんので、ご了解下さい。
- ⑤ 利用者の選択に基づき居宅サービスが未利用となった場合や長期に入院加療が必要となった場合は、ご自宅への定期的な訪問は中止させていただきます。尚、居宅サービス利用の希望や介護のご相談があればいつでも事業所に連絡してください。
- ⑥ 当事業所は担当職員が退職、法人内異動等による理由または、担当する利用者の人数が概ね 35 名を超え適切なサービスが行えない等の正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前に理由を説明し、了解を得ます。また、職員間で引き継ぎを行い、ご迷惑をお掛けしないように対応致します。

当事業所は居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

私は、本書面に基づいて事業者の職員（職名 介護支援専門員 ）から、前記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者の家族等 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____